

日サ協発第 090130 号

2009 年 5 月 19 日

都道府県サッカー協会 専務理事 各位
地域サッカー協会 理事長 各位

財団法人日本サッカー協会
専務理事 田嶋幸三



新型インフルエンザ流行に伴う対応について (その2)

表題の件、5月－6月の対応については既に日サ協発第 090123 号にてご案内の通りですが、なお補足するべき事項について下記にてご連絡致します。貴協会におかれましては今後とも努めて冷静な対処をお願いいたします。

記

1. 各種競技会／トレセン／指導者・審判員養成講習会等行事の実施について
以下の状況を配慮したうえで、基本的には通常通り実施することとする。
 - ① 学校の休校などが相次ぎ行政からの指導により中止・延期を要請された場合はこれに従う。
 - ② 休校/学級閉鎖などの対象となっている選手は、当該期間中は学校行事のみならず所属クラブやトレセン活動などにもトレーニングも含めて参加を控えること。
 - ③ インフルエンザに感染あるいは感染が疑われる選手は、完治または感染していないことが確認できるまでは競技会等の行事/トレーニングへの参加を控えること。
2. 7月以降の加盟チームあるいはトレセンなど所謂選抜チームの海外遠征、及び海外からの招聘チームを加えた競技会の実施については、基本的にそれぞれの責任者の判断に委ねるが、今後の状況を見極めながら判断すること。
3. 各協会においては、インフルエンザ感染者が確認された際、加盟チーム所属選手等の感染状況について把握に努め、迅速に本協会に報告すること。

以上

【本協会への報告先：総務部 (Tel.03-3830-1805 fax03-3830-2005)】